

知立市農業委員会総会議事録

公示年月日	令和8年5月12日
招集年月日	令和8年5月20日
招集場所	知立市役所 302・303会議室
参集時間	午後4時00分、委員15名、オブザーバー1名、事務局3名が参集した。
出席委員	<p>農業委員： 2永田 治男    3加古 和市    4毛受 浩    5杉原 敬浩  6石原 國彦    7鈴木 和幸    8近藤 喜代治    9高村 昭広  11岩堀 秀治    12高木 芳夫    13藤井 公人  推進委員： 15平澤 信幸    16岡田 教孝    17石川 勝幸    18小野山 悦朗  計15名</p>
事務局	事務局長＝大渊 直也    事務局職員＝田中 美幸、篠原 美帆
オブザーバー	秋月 英樹
欠席委員	1岡田 めぐみ    10成瀬 廣美    14岡田 均
開会時間	<p>午後4時7分 開会宣言  会 長：知立市農業委員会5月総会を開催いたします。  知立市農業委員会総会規則第7条の規定の定足数に達しておりますので  総会を開催します  (午後4時7分)</p>
日程第一	<p>議事録署名委員の指名  5杉原 敬浩委員、8近藤 喜代治委員を指名します。(午後4時10分)</p>
日程第二	議案の審議
議案第1号1番	<p><b>農地法第3条の規定による許可申請について</b>  事務局：【議案第1号1番議案書をもとに説明】  会 長：只今事務局から議案第1号の説明を頂きました。  地元委員、補足の説明をお願いします。  小野山委員：譲渡人の方はまだ60代ですけども、お母さんが93歳、94歳ぐらいです。もともとお母さんが耕作されていましたが、高齢で耕作できないということです。譲受人ですけども、今までは、市民農園等々で経験もありますので今後ちゃんと耕作をしていかれるだろうと思われまますので特に問題はないと考えます。  会 長：ただいま小野山さんの方からの補足の説明をいただきまして特に問題はないというご発言でございましたが、その他いかがでしょうか。よろしいですか。なければ採決を取っていきたいと思います。議案第1号1番の案件について申請どおり許可して差し支えないと思われる方、挙手を</p>

議案第1号2番	<p>お願いいたします。</p>
	<p>委員：全員挙手</p>
	<p>会長：ありがとうございました。全員賛成でと言う事でこの案件は申請どおり許可するとさせていただきます。<span style="float: right;">(午後4時16分)</span></p>
	<p>事務局：【議案第1号2番議案書をもとに説明】</p>
	<p>会長：ありがとうございました。ただいま2番の案件についての事務局の説明が終わりましたが、地元の委員さんでの補足の説明をお願いします。</p>
	<p>高村委員：譲受人から問い合わせがありました。こちらの方は高齢であるので、実際作業となると、疑問があります。また、ここは実際、畔がとってある状態で、自作されるのであれば問題となるのが畔をもう1回作るようになります。今回のような地主さんが変わられ、畔を取ってしまった所を買ったけどそのまま継続で耕作してほしいというような案件が今後も増えてくるのではないのかと思っています。自分が直接、話ができていないので、今後について話ができておらず、今回、田植えが終わるタイミングでの売買についても疑問があり、もし、他の所有者の方から同じような相談があった場合、どのように対応したらよいのか困っています。</p>
	<p>会長：ありがとうございました。この場所は畔がない状態で現在、高村さんが耕作されていますが、今回所有者が変わり、自分で耕作される、されないというのはちょっとわかりませんが、継続してまた中間管理を通して高村さんのところで利用権を設定して、農地として耕作するという事も考えられるというお話も少し聞いておりますので、農地がなくなるということではなさそうな感じも受けますので、ここだけが農地でなくなるということはないようなことも聞いております。その他、いかがでしょうか。3条の許可要件という部分からすると、整っているように思いますが。</p>
	<p>高村委員：ここは現在、麦が植わっています。今後、自作できないとなると作業委託となります。この場合どうすればよいのかわかりません。</p>
	<p>会長：自作するという話で申請されているのでここでは、これ以上のことは確認がとれません。いずれにしても3条の許可要件としては整っているので、許可はできると思われま。他にありますか。</p>
	<p>岡田教委員：譲渡人は他にも農地を持ってみえますが、他の農地はどうされていますか。</p>
<p>事務局：貸している農地もあります。</p>	
<p>会長：他にありますか。</p>	
<p>平澤委員：ご本人はだいぶご高齢です。耕作される息子さんに会ったことはありませんがこのまま耕作していきたいとのことなので続けていくと思います。</p>	

	<p>会 長：他にありませんか。なければ採決にはいります。議案第1号2番の案件につきまして申請どおり許可して差し支えないと思われる方、挙手をお願いします。</p> <p>委 員：全員挙手</p> <p>会 長：ありがとうございました。全員賛成ということでこの案件は申請どおり許可するとさせていただきます。(午後4時29分)</p>
<p>議案第2号1番</p>	<p><b>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</b></p> <p>事 務 局：【議案第2号1番議案書をもとに説明】</p> <p>会 長：ありがとうございました。この案件については以前、農振除外の申請で出てきた案件で今回は5条の案件ということになりまして、今事務局が説明いただいたとおりであります。場所の方も道路と新幹線に囲まれているので近隣といっても農地ではないので、問題はなさそうです、あと残る農地といっても農地として使用しないです。だから工場がそのままできるという状況です。</p> <p>他に何かありますか。なければ採決にはいります。</p> <p>議案第2号1番農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見なしとされる方挙手願います。</p> <p>委 員：全員挙手</p> <p>会 長：ありがとうございました。全員挙手ということでこの案件は意見なしとさせていただきます。なお、この案件は愛知県の常設審議委員会に上程します。(午後4時40分)</p>
<p>議案第2号2番</p>	<p>事 務 局：【議案第2号2番議案書をもとに説明】</p> <p>会 長：ありがとうございました。他に地元委員さんいかがですか。</p> <p>石川委員：駐車場を作ることなのでちゃんと砂利を引いて排水路だけはきちんとやっってくださいと伝えてあります。</p> <p>会 長：他にありますか。なければ採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見なしとされる方は挙手願います。</p> <p>委 員：全員挙手</p> <p>会 長：ありがとうございました。全員挙手ということでこの案件は意見なしとします。(午後4時44分)</p>
<p>議案第3号</p>	<p><b>相続税納税猶予に関する適格者証明願について</b></p> <p>事 務 局：【議案第3号議案書をもとに説明】</p> <p>会 長：ありがとうございました。ただいまの案件についての事務局説明が終わりましたが、特に地元の委員さんでの補足の説明はございますか。</p>

小野山委員：亡くなられた方は以前から車椅子でした。田んぼはアグリさんに預けられています。

会 長：ありがとうございました。今説明していただいたようなことで、今後もやられる、それからアグリさんの方で利用権をされるということであれば特に問題なさそうかなとは思いますが。その他いかがでしょうか。よろしいですか。議案第3号1番の相続税の納税猶予に関する適格証明願を申請どおり証明して差し支えないと思われる方、挙手をお願いいたします。

委 員：全員挙手

会 長：ありがとうございました。では申請どおりに証明するという事にさせていただきます。 (午後4時53分)

#### 議案第4号

#### 農業経営改善計画認定申請書に対する意見について

事務局：【議案書第4号議案書をもとに説明】

会 長：ありがとうございます。何かありますか。

近藤委員：自分と一緒に農業経営士協会に入っていて経営者の方とお話をさせてもらうのですが、中東情勢もあるし、色々な状況をみながらこの農業所得のところ、現状を見てもらうとわかると思いますが、年間所得にマイナスが入っています。自分の仕事で話をさせてもらうと現状、額が合わないから値段を上げてちょっと確保するっていうような方策が当然取れるわけなんですけども、乳牛はそういったところで受注も出荷するところも決まって単価も決まっている。結局かかるコストでいくともうほとんど餌なんです。どんどん高騰しているんで、このような年間の所得が出てくると思うのですが自分の力ではどうにもできない部分だと思います。改善計画の中で、13年に所得が上がるようになってますけど、現状でいくと多分難しいと思います。なのでこのような自助努力でどうにもならない部分を何か手助けできるような方策がないでしょうか。全国の経営体の中でも、2025年の農業センサスの内容を見ていますが、5年間で経営体が25%減っています。25%ということは4分の1減っていますのでもう緊急事態だと思います。25%が4回続いたらゼロですから。今後はその25%がずっと減っていくことはないと思いますが、特に本州の酪農家の減少率が非常に大きいので、当然知立市でも、1件だけの酪農家さんだと思いますけど非常に貴重な農家さんなので、何か手助けができるような方策が何か見つかったら嬉しいなという意見です。

会 長：同感です。経営者の方とは直接、話は聞いていませんが、お母さんは今でもJAの役員をやっており、会うこともあります。特にやはり近藤さん言われるように苦しい状況というのは聞いてます。いわゆる私の代で

<p>議案第5号</p>	<p>やめようかなということをおっしゃってましたがなかなかやめられないというのが現状で、県の農業委員の会長の中でも、酪農をやってみえる委員の会長さんお見えになりますが、やはり、言われるのは非常に経営が苦しい事情と言ってみえます。何か手助けがあればそれをしてあげたいと思います。それでは、このまま申請書として提出で問題ないと思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>委員：全員挙手</p> <p>会長：はい、ありがとうございました。</p> <p>色々な経営の実情は苦しいのはあると思いますが、認定農業者として申請書の提出に問題なしとさせていただきます。 (午後5時1分)</p> <p><b>農業中間管理事業の促進に関する法律に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について</b></p> <p>会長：農業中間管理事業の促進に関する法律に基づく農用地利用集積計画の承認について2件ありますが一括で説明をお願いしたいと思います。採決はアグリ知立の高村さんは当事者でありますので採決に参加できませんのでご了承ください。説明をお願いいたします。</p> <p>事務局：【議案第5号議案書をもとに説明】</p> <p>会長：ありがとうございました。地主が2人お見えになりましてその方の物件を高村さんのところへの利用権の設定という案件ですが特にこの案件について何かご意見ご質問ございますかね。ないようですので採決を取っていききたいと思います。この議案第5号、一番2番の案件について申請どおり承認して差し支えないと思われる方、挙手をお願いいたします。</p> <p>委員：全員挙手（高村委員除く）</p> <p>会長：ありがとうございました。全員承認して差し支えないというご意見ですので、申請どおり承認ということにさせていただきます。 (午後5時5分)</p> <p>会長：以上で議案の審議は終了とさせていただきますが、その他報告案件として報告の1号それから2号3号4号とありますが、事前にこの議案書を見られた中で、何かご質問あるいはご意見ある方ご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。ないようですので、以上で議案の審議は終了とさせていただきます。</p> <p>では、その他、事務局お願いいたします。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況報告について（事務局）</li> <li>・農作業における熱中症対策について</li> <li>・6月からの開庁時間について</li> </ul>

閉 会 時 間	午後 5 時 9 分閉会宣言 会 長：農業委員会総会を閉会します。
---------	--------------------------------------